



「労働保険とは」

さてさて、来月1日から労働保険の年度更新の受付が開始されることから今回は労働保険の制度について、初心に戻ってのご案内です。



★ 労働保険とは

- ・労働保険とは労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険とを総称した言葉です。
- ・保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。
- ・労働者(パートタイマー、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます。)
- ・この労働保険制度は、昭和50年に全面適用となってから、適用事業数は着実に増加していますが、なお相当数の未手続事業が存在しているとみられることから、厚生労働省では、平成17度から「未手続事業一掃対策」に取り組み、労災保険未手続事業場に対する罰則が強化されています。

費用徴収のポイント

労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合		事業主が「故意」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収
労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合		事業主が「重大な過失」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

労働保険関係用語ピックアップ

一般拠出金	「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、労災補償の対象とならない石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年度から徴収が開始されました。(特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です)。料率は業種を問わず、一律1,000分の0.05でしたが、 平成26年度から一般拠出金率が引き下げられ、1,000分の0.02 となりました。なお、労災のメリット対象事業場であっても、一般拠出金にはメリット料率の適用はありません。また、一般拠出金は全額事業主の負担となります。
延滞金	労働保険料を滞納している事業主に対して課せられる徴収金(公法上の遅延利息)のことをいいます。延滞金は、政府より労働保険料の納付の督促をうけ、督促状に指定された期限までにこれを納付しないときに法定納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算し徴収されます(年14.6%の率)。(納期限から2ヵ月については、「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める期準割引率+4%」のいずれか低い割合)
特掲事業	失業等給付の負担の均衡化を図るために、短期雇用特例被保険者が多く雇用される事業については、雇用保険率を一般の事業と比して高くしています。これらの事業を特掲事業といい、 (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く。) (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、養鶏、酪農又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。) (3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(通常「建設の事業」といっている。) (4) 清酒の製造の事業 の事業が該当します